

100に相当する額を限度として所定単位数に加算する。

- 2 100に相当する額を限度として所定単位数に加算する。
要介護状態区分が経過的要介護又は要介護1である者に対し、
厚生労働大臣が定める介護予防福祉用具貸与及び福祉用具貸与に
係る福祉用具の種目(平成11年厚生省告示第93号)(仮称)第1
項に規定する車いす、第2項に規定する車いす付属品、第3項に
規定する特殊寝台、第4項に規定する特殊寝台付属品、第5項に
規定する床ずれ防止用具[※]、第6項に規定する体位変換器、第11
項に規定する認知症老人徘徊感知機器及び第12項に規定する移
動用リフト(つり具の部分を除く。)に係る指定福祉用具貸与を行
った場合は、福祉用具貸与費は算定しない。ただし、別に厚生労
働大臣が定める者に対する場合については、この限りでない。

※ 別に厚生労働大臣が定める者の内容は以下のとおり。

- イ 次のいずれかに該当する者
(1) 車いす及び車いす付属品
次のいずれかに該当する者
(一) 日常的に歩行が困難な者
(二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者
(2) 特殊寝台及び特殊寝台付属品
次のいずれかに該当する者
(一) 日常的に起きあがりが困難な者
(二) 日常的に寝返りが困難な者
(3) 床ずれ防止用具及び体位変換器
(4) 認知症老人徘徊感知機器
次のいずれにも該当する者
(一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障
がある者
(5) 移動用リフト(つり具の部分を除く。)
次のいずれかに該当する者
(一) 日常的に立ち上がりが困難な者
(二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者
(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者

口 介護保険法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 77 号）第 3 条の施行の日（以下「施行日」という。）前に厚生労働大臣が定める介護予防福祉用具貸与及び福祉用具貸与に係る福祉用具の種目（平成 11 年厚生省告示第 93 号）（仮称）第 1 項に規定する車いす、第 2 項に規定する車いす付属品、第 3 項に規定する福祉用具寝台、第 4 項に規定する特殊寝台付属品、第 5 項に規定する床面防止用具、第 6 項に規定する体位変換器、第 11 項に規定する特認知症老人徘徊感知機器及び第 12 項に規定する移動用リフト（つり具の部分を除く。）（以下「対象外種目」という。）に係る指定福祉用具貸与を受けていた者であって、施行日から起算して 6か月を超えない期間において対象外種目に係る指定福祉用具貸与を受けるもの

2 利用者が認知症対応型共同生活介護又は特定施設入居者生活介護を受けている間は、福祉用具貸与費は、算定しない。

○指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 20 号）

3 利用者が特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護を受けている間は、福祉用具貸与費は、算定しない。

○指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 20 号）

指定居宅介護支援介護給付費単位数表

850 単位

1 居宅介護支援費（1 月につき）

(1) 居宅介護支援費(1)	
(一) 要介護 1 又は要介護 2	1,000 単位
(二) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5	1,300 単位
(2) 居宅介護支援費(2)	
(一) 要介護 1 又は要介護 2	600 単位
(二) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5	780 単位
(3) 居宅介護支援費(3)	
(一) 要介護 1 又は要介護 2	400 単位
(二) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5	520 単位
(4) 経過的要介護居宅介護支援費(4)	850 単位

注 1 居宅介護支援費は、利用者に対して指定居宅介護支援（介

法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援をいう。)を行い、かつ、月の末日において指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 38 号。以下「基準」という。)第 1 項の規定により、同項に規定する文書を提出している指定居宅介護支援事業者(同法第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。)について、所定単位数を算定する。

護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援をいう。)を行い、かつ、月の末日において指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 38 号。以下「基準」という。)第 1 項の規定により、同項に規定する文書を提出している指定居宅介護支援事業者(同法第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。)について、次に掲げる区分に従い、所定単位数を算定する。

(1) 居宅介護支援費(I) 指定居宅介護支援事業所における利用者の数に当該居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業者から委託を受けた指定介護予防支援に係る利用者の数に 2 分の 1 を乗じた数を加えた数を当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の員数(常勤換算方法で算定した員数をいう。以下同じ。)で除して得た数(以下「取扱件数」という。)が 40 未満である場合

(2) 居宅介護支援費(I) 取扱件数が 40 以上 60 未満である場合
(3) 居宅介護支援費(I) 取扱件数が 60 以上である場合

※ 平成 18 年 9 月 30 日までの期間は、既存事業者について、上記取扱件数に、介護予防支援に係る受託の数及び経過的要介護者の数は、含めないこととする。

2 (4)については、要介護状態区分が経過的要介護である利用者に対して指定居宅介護支援を行い、かつ、月の末日において基準第 14 条第 1 項の規定により、同項に規定する文書を提出している指定居宅介護支援事業者について、所定単位数を算定する。

3 別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、運営基準減算として、所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数を算定する。また、運営基準減算が 2 月以上継続している場合には、所定単位数の 100 分の 50 に相当する単位数を算定する。

※ 上記の厚生労働大臣が定める基準は、厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。
○ 正当な理由なく、1 月に 1 回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接していないこと。

- 居宅サービス計画の新規作成、要介護更新認定、要介護状態区分の変更認定の場合に、正当な理由なく、サービス担当者会議を開催していないこと。また、これらに該当する場合以外の居宅サービス計画の作成に当たって、サービス担当者会議の開催又は担当者への照会を行っていないこと。
- 居宅サービス計画の原案の内容を利用者又はその家族等に対して説明し、文書により利用者等の同意を得て、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していないこと。
- 居宅サービス計画の実施状況の把握後、その結果を記録しない状態が、1月間以上継続していること。

3 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅介護支援事業所(基準第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。)の介護支援専門員が指定居宅介護支援を行った場合は、特別地域居宅介護支援加算として、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

4 4以上の種類の居宅サービス(法第43条第1項に規定する居宅サービス区分に含まれるものに限る。)を定めた居宅サービス計画を作成した場合は、100単位を所定単位数に加算する。ただし、注2に規定する基準を満たさない場合は、この限りでない。

4 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅介護支援事業所(基準第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。)の介護支援専門員が指定居宅介護支援を行った場合は、特別地域居宅介護支援加算として、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

5 別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、特定事業所集中減算として、1月につき200単位を所定単位数から減算する。

※ 上記の厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。

○ 正当な理由なく、当該指定居宅介護支援事業所において前6月間に作成した指定訪問介護、指定通所介護又は福祉用具貸与(以下「訪問介護サービス等」という。)が位置付けられた居宅サービス計画の数のうち、訪問介護サービス等それぞれについて最もその数が多い事業主体に係るもの占める割合が9割以上である場合。ただし、当該指定居宅介護支援事業所における居宅サービス計画数が一定数以下である場合等一定の条件を満たす場合を除く。

5 利用者が月を通じて認知症対応型共同生活介護又は特定施設入居者生活介護又は小規模多機能

所者生活介護を受けている場合は、当該月については、居宅介護支援費は、算定しない。

型居宅介護、認知症対応型共同生活介護若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護を受けている場合は、当該月については、居宅介護支援費は、算定しない。

□ 初回加算

注 指定居宅介護支援事業所において、新規に居宅サービス計画を作成する利用者に対して、指定居宅介護支援を行った場合その他別に厚生労働大臣が定める場合については、別に厚生労働大臣が定める区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、この場合において、初回加算(1)を算定している場合は、初回加算(1)は、算定しない。また、注3に規定する基準を満たす場合は、当該加算は、算定しない。

- | | |
|-------------|--------|
| (1) 初回加算(1) | 250 単位 |
| (2) 初回加算(1) | 600 単位 |

※ 上記の厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。

1 初回加算(1)

次に掲げるいずれかに該当していること。

- ・新規に居宅サービスを作成する利用者に対し指定居宅介護支援を行った場合
- ・要介護状態区分が2段階以上変更となつた利用者に対し指定居宅介護支援を行った場合

2 初回加算(1)

30日を超える病院若しくは診療所への入院期間又は30日を超える介護保険施設への入所期間を経た後の退院又は退所（指定介護福祉施設における在宅・入所相互利用加算又は介護老人保健施設における試行的退所サービス費を算定している場合を除く。）に当たつて、新規に居宅サービス計画を作成する利用者に対し、指定居宅介護支援を行っており、さらに、当該病院若しくは診療所又は介護保険施設から利用者に関する必要な情報の提供を求め、かつ、これを受けける等の連携を行った場合。ただし、同一の利用者について、前回の算定月から6月を経過していない場合については、算定しない。

ハ 特定事業所加算

500 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅介護支援事業所は、1月につき所定

単位数を加算する。

- ※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。
イ 主任介護支援専門員である管理者を配置していること。ただし、当分の間、主任介護支援専門員の代わりに、介護支援専門員として3年以上の経験を有し、ケアマネジメントリーダー養成研修事業を修了した者で事業所内の介護支援専門員の管理を適正に行う能力があるものを充てることで当該要件をみたすものとして取り扱うことができることとする。
- ロ 常勤かつ専従の介護支援専門員を3人以上配置していること。
- ハ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。
- 二 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。
- ホ 届出日が属する月の前3か月の期間における利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が6割であること。
- ヘ 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に、研修を実施していること。
- ト 地域包括支援センターからの支援困難ケースが紹介された場合に、当該ケースを受託すること。また、地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加すること。
- チ イの注3又は注5に掲げる減算の適用を受けていないこと。
- リ 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員が担当し、指定居宅介護支援を行う利用者数に当該事業所が1人当たり35名を超えておらず、かつ、介護予防支援業務の委託を受けていないこと。

○ 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）

指定施設サービス費等介護給付費単位数表

○ 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）

指定施設サービス費等介護給付費単位数表

1	介護福祉施設サービス
1	介護福祉施設サービス
(1)	介護福祉施設サービス費（1日につき）
(-)	介護福祉施設サービス費
a	介護福祉施設サービス費(1)
i	要介護1
ii	要介護2
iii	要介護3
iv	要介護4
v	要介護5
b	介護福祉施設サービス費(1)
i	要介護1
ii	要介護2
iii	要介護3
iv	要介護4
v	要介護5
(2)	小規模介護福祉施設サービス費(1)
a	小規模介護福祉施設サービス費(1)
i	要介護1
ii	要介護2
iii	要介護3
iv	要介護4
v	要介護5
b	小規模介護福祉施設サービス費(1)
i	要介護1
ii	要介護2
iii	要介護3
iv	要介護4
v	要介護5
(2)	旧措置入所者介護福祉施設サービス費（1日につき）
(-)	旧措置入所者介護福祉施設サービス費
a	旧措置入所者介護福祉施設サービス費(1)
i	要介護1
ii	要介護2又は要介護3
iii	要介護4又は要介護5

b	旧措置入所者介護福祉施設サービス費 (II) <多床>	<u>659 単位</u>
i	要介護 1	<u>639 単位</u>
ii	要介護 2 又は要介護 3	<u>749 単位</u>
iii	要介護 4 又は要介護 5	<u>886 単位</u>
(二)	小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費 (I) <従来型居室>	<u>906 単位</u>
a	小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費 (I)	
i	要介護 1	<u>741 単位</u>
ii	要介護 2 又は要介護 3	<u>845 単位</u>
iii	要介護 4 又は要介護 5	<u>976 単位</u>
b	小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費 (II)	
i	要介護 1	<u>823 単位</u>
ii	要介護 2 又は要介護 3	<u>927 単位</u>
iii	要介護 4 又は要介護 5	<u>1,058 単位</u>
口	ユニット型指定介護老人福祉施設における介護福祉施設サービス費 (1日につき)	
(1)	ユニット型介護福祉施設サービス費	
(-)	ユニット型介護福祉施設サービス費 (I)	
a	ユニット型介護福祉施設サービス費 (I)	
i	要介護 1	<u>641 単位</u>
ii	要介護 2	<u>688 単位</u>
iii	要介護 3	<u>736 単位</u>
iv	要介護 4	<u>784 単位</u>
v	要介護 5	<u>831 単位</u>
b	ユニット型介護福祉施設サービス費 (II)	
i	要介護 1	<u>641 単位</u>
ii	要介護 2	<u>688 単位</u>
iii	要介護 3	<u>736 単位</u>
iv	要介護 4	<u>784 単位</u>
v	要介護 5	<u>831 単位</u>
b	ユニット型介護福祉施設サービス費 (II) <ユニット型居室>	
i	要介護 1	<u>657 単位</u>
ii	要介護 2	<u>728 単位</u>
iii	要介護 3	<u>798 単位</u>
iv	要介護 4	<u>869 単位</u>
v	要介護 5	<u>929 単位</u>
b	ユニット型介護福祉施設サービス費 (II) <ユニット型居室>	
i	要介護 1	<u>657 単位</u>
ii	要介護 2	<u>728 单位</u>
iii	要介護 3	<u>798 单位</u>
iv	要介護 4	<u>869 单位</u>
v	要介護 5	<u>929 单位</u>
(二)	ユニット型小規模介護福祉施設サービス費	
a	ユニット型小規模介護福祉施設サービス費 (I)	
i	要介護 1	<u>698 单位</u>
ii	要介護 2	<u>765 单位</u>
iii	要介護 3	<u>833 单位</u>
iv	要介護 4	<u>900 单位</u>
v	要介護 5	<u>967 单位</u>

b	ユニット型小規模介護福祉施設サービス費(Ⅰ)	<u>698 単位</u>	b	ユニット型小規模介護福祉施設サービス費(Ⅰ)〈ユニット型料金〉	<u>808 単位</u>
i	要介護 1	<u>765 単位</u>	i	要介護 1	<u>875 単位</u>
ii	要介護 2	<u>833 単位</u>	ii	要介護 2	<u>943 単位</u>
iii	要介護 3	<u>900 単位</u>	iii	要介護 3	<u>1,010 単位</u>
iv	要介護 4	<u>967 単位</u>	iv	要介護 4	<u>1,077 単位</u>
v	要介護 5		v	要介護 5	
(2) ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(1日につき)					
(-) ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費					
a	ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ)	<u>641 単位</u>	a	ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ)〈介護費〉	<u>657 単位</u>
i	要介護 1	<u>715 単位</u>	i	要介護 1	<u>757 単位</u>
ii	要介護 2 又は要介護 3	<u>807 単位</u>	ii	要介護 2 又は要介護 3	<u>894 単位</u>
iii	要介護 4 又は要介護 5		iii	要介護 4 又は要介護 5	
b	ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)	<u>641 単位</u>	b	ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)〈介護費〉	<u>657 単位</u>
i	要介護 1	<u>715 単位</u>	i	要介護 1	<u>757 単位</u>
ii	要介護 2 又は要介護 3	<u>715 単位</u>	ii	要介護 2 又は要介護 3	<u>757 単位</u>
iii	要介護 4 又は要介護 5	<u>807 単位</u>	iii	要介護 4 又は要介護 5	<u>894 単位</u>
(2) ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(1日につき)					
a	ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ)	<u>698 単位</u>	a	ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ)〈介護費〉	<u>808 単位</u>
i	要介護 1	<u>802 単位</u>	i	要介護 1	<u>912 单位</u>
ii	要介護 2 又は要介護 3	<u>933 単位</u>	ii	要介護 2 又は要介護 3	<u>1,043 単位</u>
iii	要介護 4 又は要介護 5		iii	要介護 4 又は要介護 5	
b	ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)	<u>698 単位</u>	b	ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)〈介護費〉	<u>808 単位</u>
i	要介護 1	<u>802 単位</u>	i	要介護 1	<u>912 单位</u>
ii	要介護 2 又は要介護 3	<u>933 単位</u>	ii	要介護 2 又は要介護 3	<u>1,043 単位</u>
iii	要介護 4 又は要介護 5		iii	要介護 4 又は要介護 5	
注 1 イ(1)及びロ(1)については、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)において、指定介護福祉施設サービス(同号に規定する指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。)(介護保険法施行法(平成9年法律第124号))					
注 1 イ(1)及びロ(1)については、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)において、指定介護福祉施設サービス(同号に規定する指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。)(介護保険法施行法(平成9年法律第124号))					

第13条第1項に規定する旧措置入所者（以下「旧措置入所者」という。）に対して行われるものを除く。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入所者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、入所者の数又は介護職員、看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）若しくは介護支援専門員（法第79条第2項第2号に規定する介護支援専門員をいう。以下同じ。）の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 イ(2)及びロ(2)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、指定介護福祉施設サービス（旧措置入所者に対して行わるものに限る。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入所者の介護の必要な程度に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、入所者の数又は介護職員、看護職員若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

第13条第1項に規定する旧措置入所者（以下「旧措置入所者」という。）に対して行われるものを除く。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入所者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、入所者の数又は介護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）若しくは介護支援専門員（法第79条第2項第2号に規定する介護支援専門員をいう。以下同じ。）の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 イ(2)及びロ(2)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、指定介護福祉施設サービス（旧措置入所者に対して行わるものに限る。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入所者の介護の必要な程度に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、入所者の数又は介護職員、看護職員若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

3 ロについて、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。
イ 日中においては1ユニット毎に常時1人以上の看護職員又は介護職員を置くこと。

※ 2ユニット毎に1人以上の夜勤職員を配置していることについては、夜勤職員の基準（注1・注2）で減算。
ロ ユニット毎に常勤のユニットリーダーが配置されていること。

4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、1日につき 5 単位を所定単位数から減算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。
○ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第 11 条第 5 項（同条第 4 項に規定する身体拘束等を行う場合の記録）に定める規定を遵守していること。

(参考)
(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第 11 条

4 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

5 指定介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設については、重度化対応加算として、1日につき 10 単位を所定単位数に加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は以下のとおり。

イ 常勤の看護師（※）を 1 名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。

※ 平成 19 年 3 月 31 日までの間は、常勤の看護職員で差し支えないものとする。
ロ 看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、入所者に対し、24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制

を確保していること。

- ハ 看取りに関する指針を策定し、入所の際に、入所者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。
ニ 看取りに関する職員研修を行っていること。

- 6 イについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設については、準ユニットケア加算として、1日につき 5 単位を所定単位数に加算する。

- ※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は以下のとおり。
イ 12人程度までの小グループ単位でケアを行っていること。
ロ プライバシーに配慮した個室的なしつらえ（※）及び小グループ単位で利用できるリビングが確保されていること。
(※) 個室的なしつらえとは、視線が遮断されること前提とし、建具による仕切りは認めるが、家具やカーテンによる仕切りでは不可とする。また、天井から隙間が空いていることは認めること。

ハ ユニット型個室（準個室）と同程度の人員配置（※）を行っていること。

（※）同程度の人員配置

- ① 日中については、ユニットごとに常時 1人以上の介護職員又は看護職員を配置する。
② 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
③ ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

- 3 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師（以下この注において「理学療法士等」という。）を1名以上配置しているもの（入所者の数が 100 を超える指定介護老人福祉施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に從

- 7 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師（以下この注において「理学療法士等」という。）を1名以上配置しているもの（入所者の数が 100 を超える指定介護老人福祉施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に從

事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第2条第3項に規定する常勤換算方法をいう。注4及び注6において同じ。）で入所者の数を100で除した数以上配置しているもの）として都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設については、1日につき12単位を所定単位数に加算する。

4 専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の医師を1名以上配置しているもの（入所者の数が100を超える指定介護老人福祉施設にあっては、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の医師を1名以上配置し、かつ、医師を常勤換算方法で入所者の数を100で除した数以上配置しているもの）として都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設については、1日につき20単位を所定単位数に加算する。

5 認知症（法第7条第15項に規定する認知症をいう。以下同じ。）である入所者が全入所者の3分の1以上を占める指定介護老人福祉施設において、精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に2回以上行われている場合は、1日につき5単位を所定単位数に加算する。

6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する視覚、聴覚若しくは言語機能に障害のある者又は知的障害者（以下「視覚障害者等」という。）である入所者の数が15以上である指定介護老人福祉施設において、視覚障害者等に対する生活支援に専門性を有する者として別に厚生労働大臣が定める者（以下「障害者生活支援員」という。）であって専ら障害者生活支援員としての職務に従事する常勤の職員であるものを1名以上配置しているもの（視覚障害者等である入所者の数が50を超える指定介護老人福祉施設にあっては、専らその職務に従事する常勤の障害者生活支援員を1名以上配置し、かつ、障害者生活支援員を常勤換算方法で視覚障害者等である入所者の数を50で除した数以上配置しているもの）として都道府県知事に届け出た指

事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第2条第3項に規定する常勤換算方法をいう。注4及び注6において同じ。）で入所者の数を100で除した数以上配置しているもの）として都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算として、1日につき12単位を所定単位数に加算する。

8 専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の医師を1名以上配置しているもの（入所者の数が100を超える指定介護老人福祉施設にあっては、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の医師を1名以上配置し、かつ、医師を常勤換算方法で入所者の数を100で除した数以上配置しているもの）として都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設については、1日につき20単位を所定単位数に加算する。

9 認知症（法第8条第16項に規定する認知症をいう。以下同じ。）である入所者が全入所者の3分の1以上を占める指定介護老人福祉施設において、精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に2回以上行われている場合は、1日につき5単位を所定単位数に加算する。

10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する視覚、聴覚若しくは言語機能に障害のある者又は知的障害者（以下「視覚障害者等」という。）である入所者の数が15以上である指定介護老人福祉施設において、視覚障害者等に対する生活支援に専門性を有する者として別に厚生労働大臣が定める者（以下「障害者生活支援員」という。）であって専ら障害者生活支援員としての職務に従事する常勤の職員であるものを1名以上配置しているもの（視覚障害者等である入所者の数が50を超える指定介護老人福祉施設にあっては、専らその職務に従事する常勤の障害者生活支援員を1名以上配置し、かつ、障害者生活支援員を常勤換算方法で視覚障害者等である入所者の数を50で除した数以上配置しているもの）として都道府県知事に届け出た指

定介護老人福祉施設については、障害者生活支援体制加算として、1日につき26単位を所定単位数に加算する。

7 入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき320単位を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定できない。

8 平成17年9月30日においてユニットに属する個室以外の個室(以下「従来型個室」という。)に入所している者であって、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室に入所するもの(別に厚生労働大臣が定めるものに限る。)に対して、介護福祉施設サービス費、小規模介護福祉施設サービス費、旧措置入所者介護福祉施設サービス費又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費を支給する場合は、当分の間、それぞれ、介護福祉施設サービス費^(Ⅰ)、小規模介護福祉施設サービス費^(Ⅱ)、旧措置入所者介護福祉施設サービス費^(Ⅲ)又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費^(Ⅳ)を算定する。

9 平成17年10月1日以後従来型個室に入所する者であって、次のいずれかに該当するものに対し、介護福祉施設サービス費、小規模介護福祉施設サービス費、旧措置入所者介護福祉施設サービス費又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費^(Ⅰ)、小規模介護福祉施設サービス費^(Ⅱ)、旧措置入所者介護福祉施設サービス費^(Ⅲ)又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費^(Ⅳ)を算定する。

10 次のいずれかに該当する者に対する算定する。イ 感染症等により、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者であって、従来型個室への入所期間が30日以内であるものロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室に入所する者ハ 著しい精神症状等により、同室の他の入所者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者

ハ 初期加算 30単位
注 入所した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。30日を超える病院

定介護老人福祉施設については、障害者生活支援体制加算として、1日につき26単位を所定単位数に加算する。

11 入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき320単位を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定できない。

12 平成17年9月30日においてユニットに属する個室以外の個室(以下「従来型個室」という。)に入所している者であって、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室に入所するもの(別に厚生労働大臣が定めるものに限る。)に対して、介護福祉施設サービス費、小規模介護福祉施設サービス費、旧措置入所者介護福祉施設サービス費又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費を支給する場合は、当分の間、それぞれ、介護福祉施設サービス費^(Ⅰ)、小規模介護福祉施設サービス費^(Ⅱ)、旧措置入所者介護福祉施設サービス費^(Ⅲ)又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費^(Ⅳ)を算定する。

13 次のいずれかに該当する者に対する算定する。イ 感染症等により、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者であって、従来型個室への入所期間が30日以内であるものロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室に入所する者ハ 著しい精神症状等により、同室の他の入所者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者

ハ 初期加算 30単位
注 入所した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。30日を超える病院

又は診療所への入院後に指定介護老人福祉施設に再び入所した場合も、同様とする。

二 退所時等相談援助加算

- (1) 退所前後訪問相談援助加算
- (2) 退所時相談援助加算
- (3) 退所前連携加算

460 単位
400 単位
500 単位

- 注 1 (1) については、入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立つて介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員又は医師のいずれかの職種の者が、当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の居宅サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行った場合に、入所中1回（入所後早期に退所前相談援助の必要があると認められる入所者については、2回）を限度として算定し、入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として算定する。

入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等（病院、診療所及び介護保険施設を除く。以下同じ。）に入所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。

2 (1) については、入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービスを利用する場合において、当該入所者の退所時に当該入所者及びその家族等に対して退所後の居宅サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行い、かつ、当該入所者の同意を得て、退所の日から2週間以内に当該入所者の退所後の居宅地を管轄する市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センタ一に対し、当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービスに必要な情報を提供した場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。
入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉

又は診療所への入院後に指定介護老人福祉施設に再び入所した場合も、同様とする。

二 退所時等相談援助加算

- (1) 退所前後訪問相談援助加算
- (2) 退所時相談援助加算
- (3) 退所前連携加算

460 単位
400 単位
500 単位

- 注 1 (1) については、入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立つて介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員又は医師のいずれかの職種の者が、当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の居宅サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行った場合に、入所中1回（入所後早期に退所前相談援助の必要があると認められる入所者については、2回）を限度として算定し、入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として算定する。

入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等（病院、診療所及び介護保険施設を除く。以下同じ。）に入所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。

2 (1) については、入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービスを利用する場合において、当該入所者の退所時に当該入所者及びその家族等に対して退所後の居宅サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行い、かつ、当該入所者の同意を得て、退所の日から2週間以内に当該入所者の退所後の居宅地を管轄する市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センタ一に対し、当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービスに必要な情報を提供した場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。
入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉

施設等に対して当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者の処遇に必要な情報を提供したときも、同様に算定する。

3 (3)については、入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービスを利用する場合において、当該入所者の退所に先立って当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。

栄養管理体制加算

(1) 管理栄養士配置加算

12単位
10単位

(2) 栄養士配置加算
注 1 (1)については、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設について、1日につき所定単位数を加算する。

2 (1)については、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄

養量及び内容の食事の提供を行うため、栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管

理栄養士配置加算を算定している場合は、
算定しない。

本 栄養管理体制加算

(1) 管理栄養士配置加算

12単位
10単位

(2) 栄養士配置加算
注 1 (1)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものと

して都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設について、1日につき所定単位数を加算する。

イ 管理栄養士を1名以上配置していること。
ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福

祉施設であること。

2 (2)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものと

して都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、

1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、

管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。

イ 栄養士を1名以上配置していること。
ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福

祉施設であること。

12 単位

ヘ 栄養マネジメント加算

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設について、1日につき所定単位数を加算する。

イ 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること。
ロ 入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者

12 単位

ヘ 栄養マネジメント加算

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設について、1日につき所定単位数を加算する。

イ 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること。
ロ 入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者

ごとの摂食機能を考慮した栄養ケア計画を作成していること。

ハ 入所者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っていること。

もに、入所者の栄養状態を定期的に記録していること。

ニ 入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必

要に応じて当該計画を見直していること。

ホ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉

施設であること。

28 単位 ト 経口移行加算

ト 注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉

施設において、医師の指示に基づき、医師、看護

師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管に

より食事を摂取している入所者ごとに経口移行計画を作成して

いる場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理

栄養士又は栄養士が、経口による食事の摂取を進めるための栄

養管理を行ったとき（経口により食事を摂取している者であつ

て、著しい摂食機能障害を有し、誤嚥が認められるものについて

て、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理

が必要とされる場合として別に厚生労働大臣が定める場合を含

む。）は、当該計画が作成された日から起算して 180 日以内の

期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。

2 管理栄養士又は栄養士が行う経口移行計画に基づく経口によ

る食事の摂取を進めるための栄養管理が当該計画が作成され

た日から起算して 180 日を超えた期間に行われた場合であつ

ても、経口による食事の摂取が一部可能な者であつて、医師の

指示に基づき、継続して経口による食事の摂取を進めるための

栄養管理が必要とされるもの（経口により食事を摂取している者

であつて、著しい摂食機能障害を有し、誤嚥が認められるもの

のについて、継続して経口による食事の摂取を進めるための

特別な管理が必要とされる場合として別に厚生労働大臣が定め

る場合を含む。）に対しては、引き続き当該加算を算定できる

ものとする。

ごとの摂食機能を考慮した栄養ケア計画を作成していること。

ハ 入所者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っていること。

もに、入所者の栄養状態を定期的に記録していること。

ニ 入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必

要に応じて当該計画を見直していること。

ホ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉

施設であること。

28 単位 ト 経口維持加算

ト 注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉

施設において、医師の指示に基づき、医師、看護

師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管に

より食事を摂取している入所者ごとに経口維持計画を作成して

いる場合であつて、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理

栄養士又は栄養士が、経口による食事の摂取を進めるための栄

養管理を行った場合には、当該計画が作成された日から起算して 180 日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。

2 管理栄養士又は栄養士が行う経口維持計画に基づく経口によ

る食事の摂取を進めるための栄養管理が、当該計画が作成され

た日から起算して 180 日を超えた期間に行われた場合であつ

ても、経口による食事の摂取が一部可能な者であつて、医師の

指示に基づき、継続して経口による食事の摂取を進めるための

栄養管理が必要とされるものに対するは、引き続き当該加算を

算定できるものとする。

チ 経口維持加算 1) 経口維持加算 (1) 2) 経口維持加算 (1)

28 単位
5 単位

注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉

施設において、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者ごとに利用者の摂食・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理を行った場合には、別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につきそれぞれ所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算を算定している場合においては、算定しない。また、経口維持加算(Ⅰ)を算定している場合においては、経口維持加算(Ⅱ)は、算定しない。

- ※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。
○ 別に厚生労働大臣が定める定員利用、人員基準に適合していること。
○ 以下に定める基準に適合していること。
① 入所者の摂食・嚥下機能が医師の診断により適切に評価されていること。
② 誤嚥等によるリスクの管理体制が適切に整備されていること。
③ 食形態の配慮など誤嚥防止のための適切な配慮がなされていること。
④ 上記①から③を多職種協働により実施するための体制が施設において構築されていること。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。

- 経口維持加算(Ⅰ)を算定する場合
　経口により食事を摂取している者であって、著しい摂食機能障害を有し、誤嚥が認められるもの（ビデオレンントゲン造影又は内視鏡検査による確認が必要）を対象としていること。
- 経口維持加算(Ⅱ)を算定する場合
　経口により食事を摂取している者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められるもの（水飲みテスト等による確認が必要）を対象としていること。

2 管理栄養士又は栄養士が行う経口維持計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であつても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者であつて、医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

チ 療養食加算

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定介護老人福祉施設が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算を算定している場合は、算定しない。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において行われていること。

23 単位 リ 療養食加算

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行なう指定介護老人福祉施設が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算又は経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において行われていること。

又 看取り介護加算

注 重度化対応加算を算定している施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する入所者については、当該基準に掲げる区分に従い、死亡日以前30日を上限として1日につき次に掲げる単位数を死亡月に所定単位数を加算する。ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。

イ 看取り介護加算(Ⅰ) 160 単位

ロ 看取り介護加算(Ⅱ) 80 単位

※ 別に厚生労働大臣が定める入所者の基準の内容は以下のとおり。

- 1 看取り介護加算(Ⅰ)
- ① 以下の基準に適合する看取り介護を受けた入所者であること。
- (i) 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見

込みがないと診断したものであること。

(ⅰ) 入所者又はその家族等の同意を得て、看取り介護に関する計画が作成されていること。

(ⅱ) 医師、看護師、介護職員等が共同して、隨時（少なくとも週1回以上）、本人又は家族への説明を行い、同意を得ながら、看取り介護が行われていること。

(ⅲ) 入所者が、当該施設又は入所者の居宅において死亡すること。

□ 看取り介護加算(Ⅰ)

- ① 看取り介護加算(Ⅰ)と同様の看取り介護を受けていること。
- ② ①の入所者が、当該施設以外の介護保険施設又は医療機関において死亡すること。
- ③ 介護保険施設又は医療機関に入所又は入院した後も、当該入所者の家族指導や当該介護保険施設又は医療機関に対する情報提供等を行うこと。

ル 在宅復帰支援機能加算

10 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設であって、次に掲げる基準のいずれにも適合している場合においては、1日につき所定単位数を加算する。

イ 入所者の家族との連絡調整を行っていること。

- ロ 入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、入所者に係る居宅サービスに必要な情報の提供、退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行っていること。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。

- 算定日が属する月の前6か月間ににおいて当該施設から退所した者の総数（在宅・入所相互利用加算の対象者を除く。）のうち、当該期間内に退所し、在宅において介護を受けることとなつた者（入所期間が1ヶ月間を超えた者に限る。）の数が占める割合が2割を超えていていること。
- 入所者の退所した日から起算して30日以内の期間に居宅を訪問していること又は指定居宅介護支援事業者からの情報提供を受けることにより、当該退所者の在宅における生活が1月以上の期間継続する見込みであることを確認し、記録していること。